

会構成員の人気投票的な学長選考とはならない制度的な長所があると同時に、社会における有能な人材の登用も可能となっている。しかしそのことは、本学においては、大学教授会が大学自治の名のもと社会とまったく隔絶した判断や行動を行うことは決して許されないことをも意味するものである。高等教育研究機関、最高学府としての権威と近年の大学に対する社会的要請の間で、バランスを取りながら大学運営を行っていくことが益々難しい課題となりつつあるが、選任された学長は社会的な動きにも常に敏感でありつつ、かつ教育者、研究者としての高い見識を持ち大学を代表するに相応しい存在であり続ける必要があるだろう。

### 3 意思決定

#### 1) 大学における意思決定のプロセス

(B群:大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性)

**【現状の説明】** 本学における教育課程や教員人事等、大学の教育研究に直接かかわる基本的な事項はすべて大学教授会、または学部教授会の議を経て決定される。

学則等全学に関わる規程の制定ならびに改正については大学教授会の議を経て、また教育研究組織の設置および改編、教員の人事などについては、全学に関わるものは大学教授会、学部に関わるものは各学部教授会の議を経て、それぞれ理事会に上申される。理事会では、法人の建学の精神や経営的な側面から意見が付される場合もあるが、原則として大学での決定を理解・尊重し、追認されている。そのことは、毎月2度、定期的に行われている法人人事委員会や学校長会において、随時必要な情報が学長や学部長より提供され理解が得られるようにしていることと、学長の大学におけるリーダーシップが尊重されているためでもある。なお、教育や教務に関する事項、および入学、卒業など学生の身分に関する事項は学部教授会あるいは大学教授会の議を経て決定される。

総合研究所については、原則としてその運営は総合研究所所長のもとに独自に行われているが、人事に関わる事項については、大学教授会の承認を得て理事会に上申される。

なお大学創立以来、当時の女子聖学院短期大学や総合研究所、その後設置された大学院を含めた本学院の高等教育全体に関する重要事項を審議、調整するための組織として「高等教育協議会」が設置されていたが、2006年度からは「さいたま上尾キャンパス協議会」として聖学院みどり幼稚園、聖学院キリスト教センター、聖学院国際センターなどを含めた組織に移行した。

**【点検・評価】** 本学における意思決定のプロセスは、各々定められた学則や規程に則り極めて民主的に行われており明瞭である。また学部や学科間での意向が必ずしも一致しないような場合には、大学運営委員会にて意見調整などが行われ、それを受けた形で大学・学部教授

会上程されるため、多くの場合円滑な意思決定が行われる。問題点としては、大学教授会、学部教授会、学科会、部会、委員会などはそれぞれ原則として月1回の開催であり、内容によっては部会や委員会より上申された案件について大学運営委員会から差し戻されるような場合があったり、さらには人事など理事会での決議が必要なものがあるなど、全体的に最終決定までに多くの時間を要するという点である。

**【課題・方策】** 民主的な意思決定の長所を保ちつつ、各会議の一層の効率化を進める必要がある。意思決定までに多くの時間を要する問題に関しては、インターネット等を十分に活用した会議や意思伝達方法の改善を進めると共に、関係事務部署のさらなる機能アップが重要である。また各案件については、いわば「下から」の幅広い意見を吸い上げるべきものと、「上から」の方針の提示という基本的な考え方を予め明確にしていくなど、案件自体の整理も必要である。さらに試行錯誤を繰り返しつつより適切な意思決定のプロセスを模索していく必要がある。

#### 4 教学組織と学校法人理事会との関係

(A群:教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性)

**【現状の説明】** 本学は学校法人聖学院が設置する大学である。同法人は、寄附行為に「本法人は新約聖書に表示された基督教主義に基づき学校教育を行う」と目的を明記し、本学の他、同キャンパス（以後、「さいたま上尾キャンパス」と呼ぶ。）に聖学院みどり幼稚園、東京都北区中里（以後、「駒込キャンパス」と呼ぶ。）に聖学院幼稚園、同小学校、同中学校高等学校、女子聖学院中学校高等学校を設置している。また、学校法人聖学院本部事務局は駒込キャンパスにある。この他に、米国ジョージア州アトランタには聖学院アトランタ国際学校（幼稚部・小学部）を持つ。

本学における教学に関わる最高決議機関は大学教授会であり、教員人事と教育課程編成に責任を負っている。しかしながら、実際の問題としてはこれら大学で決定された事柄についても、最終的には理事会の承認、または了承が必要となることである。これは、理事会は経営上の最終責任を負わねばならないため、人事問題にせよカリキュラム等教学に関わる問題にせよ、最終的には経費・財源の問題に関わるためである。

法人としての学院の管理運営は、私立学校法に則り理事会が行い、また理事会において選任される理事長の諮問機関として評議員会がおかれている。理事会は15人（定数13人～15人）の理事で構成され、大学からは学長が職務上の理事となっているが、学外の理事の多くは聖学院高校、女子聖学院高校の出身者が占めている。評議員会の定数は29人以上31人以内であるが、現在31人の評議員で構成されており、大学からは、学長、学部長3名が選任されている。理事会および評議員会は寄附行為により毎年5月に定期会を開催する他、3月にも定例の理事会と評議員会を開催し、それぞれ予算、決算をは